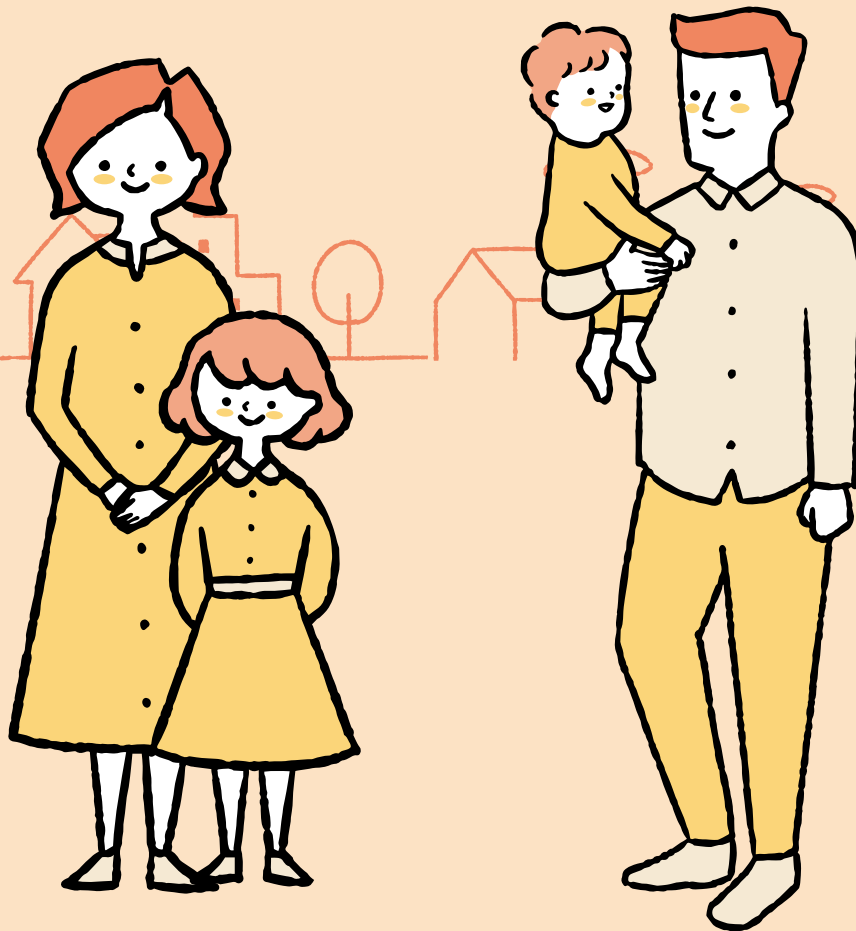


令和7年度版

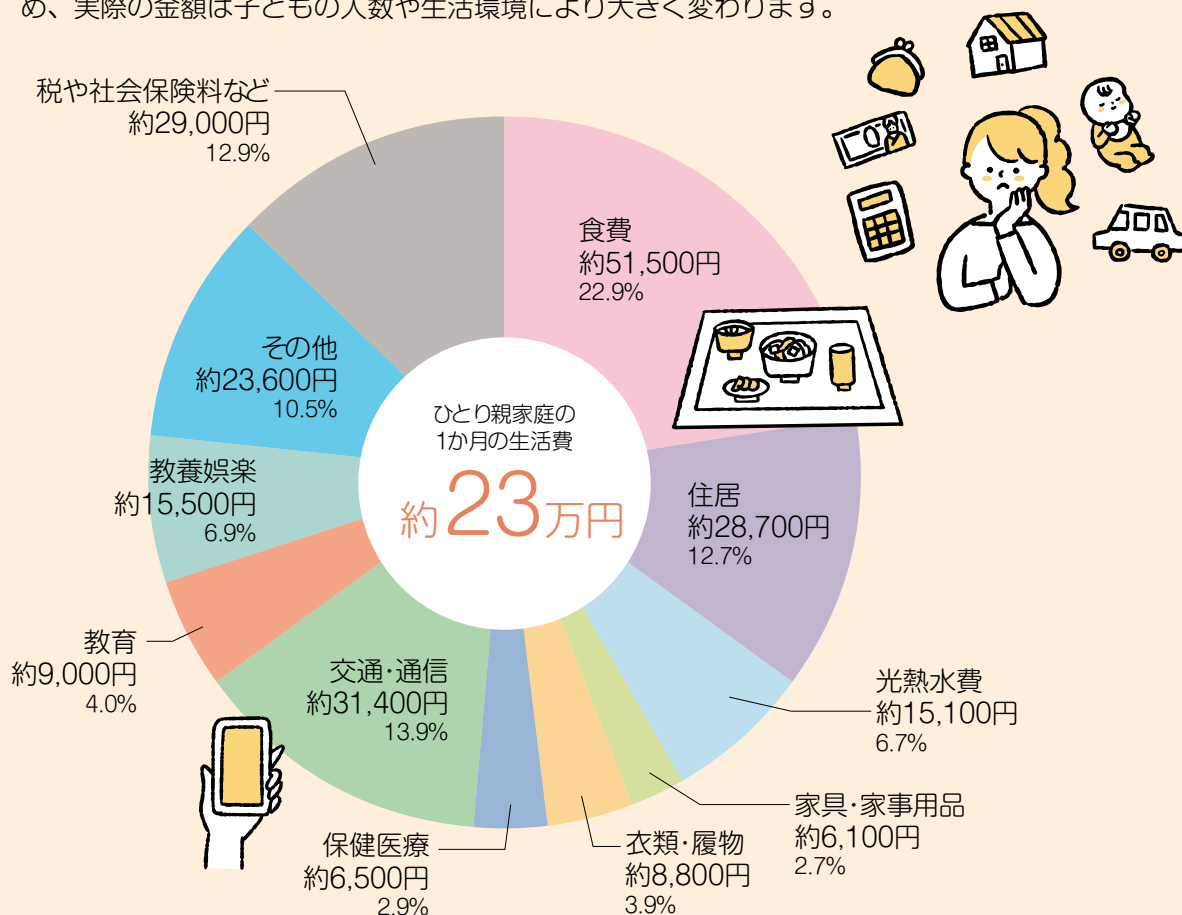


豊橋市子育て支援課

## ひとり親家庭の生活費ってどのくらいかかっている？

2021年に国が実施した調査<sup>(※1)</sup>によると、ひとり親（母）のおよそ半数が、最も困っていることとして「家計」と答えています。

2019年に国が実施した調査<sup>(※2)</sup>によると、ひとり親家庭（母子家庭）の1か月の生活費は約23万円です。下の円グラフは生活費の内訳を示したものです。この金額は平均額のため、実際の金額は子どもの人数や生活環境により大きく変わります。



### ● あなたの毎月の生活費を見直そう

安心して自立した生活を送るためには、生活に必要な金額を知り、収入と比較することが大切です。まずはこの表に自分の生活費の内訳を記入して、生活費の節約のためにできることはないか考えてみましょう。

| 食費    | 住居 | 光熱水費 | 家具・家事用品 | 衣類・履物     | 保健医療    |
|-------|----|------|---------|-----------|---------|
| 円     | 円  | 円    | 円       | 円         | 円       |
| 交通・通信 | 教育 | 教養娯楽 | その他     | 税や社会保険料など | 1か月の生活費 |
| 円     | 円  | 円    | 円       | 円         | 計<br>円  |

※1 厚生労働省子ども家庭局「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」

※2 総務省統計局「2019年 全国家計構造調査」を参考に作成

# ひとり親家庭への支援

TEL 0532-51-2320

ひとり親家庭の方が自立した生活を送ることができるよう、養育費の取り決めや家計、仕事、子どもの学習や親の学びなおし、日常生活などについて支援を受けられます。

## ひとり親になる前

### 養育費を確保する

- 取り決めにかかった費用の助成
- 取り決め方法などの講習会
- 電話相談、弁護士や司法書士による法律相談



## ひとり親になってから

### 家計をおぎなう

- 手当の支給や医療費の助成、資金の貸付 など

### 仕事を探す・収入をふやす

- 就職に役立つ資格の習得支援
- 就労相談 など

### 学ぶ・学び直す

- 子どもの学習支援
- 就学援助
- 高卒程度認定試験合格支援 など

### 生活をとのえる

- 家事援助
- 親子交流会
- 家計管理などの講習会
- フードドライブ・こども食堂 など

## ● あなたの今と将来の収入をイメージしよう

子どもが高校を卒業すると、手当や助成がなくなっていくます

| 子の成長   |            | 小学生                                           | 中学生 | 高校生 | 進学・就職                                |
|--------|------------|-----------------------------------------------|-----|-----|--------------------------------------|
| 収入     | 仕事         |                                               |     |     | 円                                    |
|        | 養育費        | 円<br>高校卒業まで*                                  |     |     | ※一般的な年数です。<br>例えば大学などに進学した場合、その卒業まで。 |
|        | 児童手当       | 円<br>子が18歳になった年の年度末まで                         |     |     |                                      |
|        | 児童扶養手当     | 円<br>子が18歳になった年の年度末まで                         |     |     | 円                                    |
|        | 年金         |                                               |     |     |                                      |
|        | その他        |                                               |     |     | 65歳～                                 |
| その他の支援 | 医療費助成(親と子) | 円<br>子が18歳になった年の年度末まで                         |     |     |                                      |
|        | 親族等の支援     | 例えば親の場合、<br>現役で働くのは何歳まで？<br>70歳以降は介護の可能性も考える。 |     |     | 円                                    |
|        | その他        |                                               |     |     | 円                                    |

# もくじ



|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 01 | ひとり親になる前に知っておこう             | 6  |
|    | 養育費の取り決めにかかった費用の助成          | 6  |
|    | 離婚前後親支援講習会                  | 7  |
|    | ひとり親家庭等生活支援講習会              | 7  |
|    | 未成年の子どもがいる夫婦の離婚について         | 7  |
| 02 | お金のはなし                      | 8  |
|    | 各種手当の支給（児童扶養手当など）           | 8  |
|    | 母子父子家庭等医療費の助成               | 11 |
|    | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付             | 12 |
|    | JRの通勤定期乗車券の割引               | 13 |
|    | ひとり親家庭住宅支援資金の貸付             | 13 |
|    | 税の控除について                    | 13 |
| 03 | 仕事のはなし                      | 14 |
|    | 母子・父子自立支援員による就労支援           | 14 |
|    | 母子家庭等就業支援センターの各種事業          | 14 |
|    | 母子・父子家庭等自立支援給付金             | 15 |
| 04 | 学びのはなし                      | 16 |
|    | 子どもの居場所づくりと学習支援「学習教室ステップ」   | 16 |
|    | 高等学校卒業程度認定試験合格支援            | 17 |
|    | その他の支援（就学援助・奨学金など）          | 17 |
| 05 | 生活のはなし                      | 18 |
|    | 子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）  | 18 |
|    | ファミリー・サポート・センター             | 18 |
|    | ひとり親家庭等日常生活支援               | 18 |
|    | その他の支援（保育園・児童クラブ・フードドライブなど） | 19 |
|    | 豊橋市母子福祉会について                | 19 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ひ | と | り | 親 | 家 | 庭 | 等 | の | 方 | の |
|   |   |   | 自 | 立 | の | た | め | に |   |

このしおりでは、ひとり親家庭等の方が安心して自立した生活を送るために

知っていただきたい、さまざまな支援制度を紹介しています。

これらの制度を有効に活用し、生活の安定と向上にお役立てください。

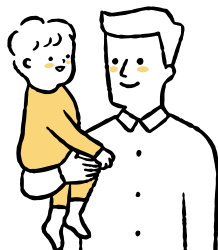
### ひとり親家庭等とは…

母子家庭、父子家庭、寡婦の方のことを言います。



#### 母子家庭の 母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない女子（配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等、または婚姻によらないで母となった等）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



#### 父子家庭の 父とは

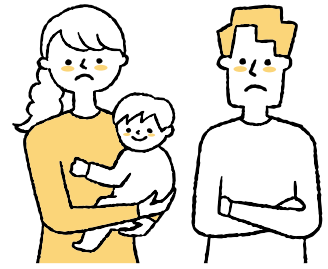
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない男子（母子と同様）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



#### 寡婦とは

配偶者のない女子（母子と同様）であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

# ひとり親になる前に 知っておこう



養育費の取り決めにかかった費用の助成

TEL 0532-51-2320

ひとり親家庭の子どもの生活の安定と健やかな成長のため、公正証書や調停により養育費の取り決めを交わした場合の費用を助成します。

## 1 対象となる方

市内に居住し、助成金の申請時に20歳未満の子どもがいるひとり親で、次のすべてに当てはまる方

- 養育費の取り決めにかかる債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、調停調書など）を有している
- 養育費の取り決めにかかった費用を負担している
- 取り決めの対象となる子どもを実際に養育している

## 2 助成の対象となる費用

- ①養育費取り決めのための公正証書（養育費の支払いをしなかったときは強制執行（財産の差し押さえ）ができるよう取り決めされているものに限る）の作成にかかる手数料
  - ②養育費請求調停や夫婦関係調整調停（養育費の取り決めを含む場合に限る）の申立てのための収入印紙代
  - ③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本、郵便切手などの取得費用
- ※弁護士費用は対象外です。

## 3 助成額

実際にかかった経費の額（上限27,000円）

## 4 申請期限

- 公正証書作成の場合、公正証書作成日から1年以内
- 養育費請求調停の場合、調停成立日または家庭裁判所による審判日から1年以内
- 夫婦関係調整調停の場合、離婚日から1年以内

## 5 申請に必要なもの

- 戸籍謄本または抄本（申請者と、申請者が養育している子どもが記載されているもの）
- 助成対象となる経費の領収書、レシートなど
- 養育費の取り決めに関する文書（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、調停調書などの債務名義化した文書）
- 申請者名義の金融機関の通帳など、助成金の振込先がわかるもの

離婚前後の方を対象に、養育費や親子交流に関するセミナーを実施します。

| 開催日時（予定）             | テーマ（予定）                | 講師        |
|----------------------|------------------------|-----------|
| 令和7年12月6日（土）<br>午後1時 | こどものため養育費・<br>公正証書セミナー | 弁護士 平野 由梨 |

養育費について法律相談を希望の方は、P.15「4 相談」を参照して下さい。

〈定員〉 20名

〈参加費〉 無料

〈申込み〉 受付開始日など詳細は「豊橋市ひとり親家庭支援LINE」で配信します。

## ひとり親家庭等生活支援講習会

TEL 0532-51-2320



ひとり親家庭の親子が安心して生活するために役立つセミナーを実施します。

| 開催日時（予定）             | テーマ（予定）     | 講師                      |
|----------------------|-------------|-------------------------|
| 令和7年9月30日（火）<br>午後1時 | 教育資金とライフプラン | ファイナンシャルプランナー<br>尾関 さゆり |

〈対象〉 ひとり親の方

〈定員〉 20名

〈参加費〉 無料

〈申込み〉 受付開始日など詳細は「豊橋市ひとり親家庭支援LINE」で配信します。

## 未成年の子どもがいる夫婦の離婚について

**未成年の子どもがいる夫婦が離婚するときは、離婚後の「親権者」「養育費」「親子交流」の3点について話し合っておくことが重要です。**

話し合った内容は、後でトラブルにならないように、口約束ではなく書面（公正証書など）に残しましょう。話し合いができない場合には、家庭裁判所への調停や審判の申立てができます。

**親権者** 未成年の子がいる夫婦の離婚では、子の親権者を決めなければいけません。

**養育費** 次のようなことを、きちんと取り決めましょう。  
○金額 ○支払い時期 ○支払い期間  
○支払い方法 ○その他（子が病気になった際の対応や大学進学費用など）

**親子交流** 次のようなことを、きちんと取り決めましょう。  
○会う頻度と方法 ○場所や受け渡し方法  
○父母の連絡方法 ○その他（学校行事への参加など）

子どもが複数いる場合には、それぞれの子どもに対して、できるだけ具体的に取り決めます。

※養育費について強制執行を行うには「強制執行を承諾する」という書面による承諾事項が必要です。

# お金のはなし



## 各種手当の支給

TEL 0532-51-2321

ひとり親家庭等の生活の安定や経済的自立、児童の健全育成を促すため、離婚などの後の一定期間各種手当を支給します。

### 1 対象となる方

次のいずれかに該当する児童を実際に養育している父、母または養育者の方

- 父母が離婚
- 父または母が重度の障害者
- 父または母から1年以上遺棄
- 婚姻によらないで出生
- 父母がいない
- 父または母が死亡
- 父または母が行方不明
- 父または母が1年以上拘禁
- 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた

### 2 手当の申請

#### 申請までの流れ

正確な受給資格の認定と給付額の決定のために、申請者のプライバシーに踏み込んだ質問をすることや、必要に応じ実態調査などを行うことがありますので、あらかじめご了承ください（聞き取りした情報は保護されます）

- ①説明…制度内容や、手当を受給する際の留意事項を説明します。※公正証書などを作成した場合はご持参ください。
- ②面接…ひとり親家庭などになった経緯や所得状況、今後の子どもの養育状況などの聞き取りや確認により受給資格があるか確認し、申請可能な場合は、必要な書類をご案内します。
- ③申請…全ての必要書類が揃ったら、子育て支援課でご申請できます。
- 各手続きの所要時間は1時間程度です。時間に余裕をもってお越しください
- 手続きには必ず申請者ご本人がお越しください。代理人による申請はできません

### 3 手当の種類

#### ①児童扶養手当 … 子どもが18歳に到達する年度の3月分まで支給

(子どもに一定の障害がある場合は20歳未満まで延長可能)

手当額 ※今後、改正の可能性あり

| 養育児童  | 全部支給(月額)         | 一部支給(月額)                     |
|-------|------------------|------------------------------|
| 1人目   | 46,690円          | 46,680～11,010円<br>【所得額により設定】 |
| 2人目以降 | 11,030～5,520円を加算 |                              |

手当の支払日(申請した月の翌月分から支給)

| 支払日    | 支払月分    | 支払日   | 支払月分  |
|--------|---------|-------|-------|
| 11月15日 | 9・10月分  | 5月15日 | 3・4月分 |
| 1月15日  | 11・12月分 | 7月15日 | 5・6月分 |
| 3月15日  | 1・2月分   | 9月15日 | 7・8月分 |

○全国消費者物価指数の変動により手当額が変わる場合があります

○支払日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日

#### 児童扶養手当の一部支給停止について

「支給開始から5年」と「支給事由(離婚など)発生から7年」とを比較して、いずれか早いほうから手当額が2分の1に減額されます。ただし、就業しているなどの要件に該当する場合には、手続きにより減額が免除されます。

## ②愛知県遺児手当 … 子どもが18歳に到達する年度の3月分まで支給

手当額

| 支給開始から  | 児童1人につき    |
|---------|------------|
| 1年目～3年目 | 4,350円（月額） |
| 4年目～5年目 | 2,175円（月額） |
| 6年目以降   | 支給はなくなります  |

手当の支払日（申請した月分から支給）

| 支払日    | 支払月分    | 支払日   | 支払月分  |
|--------|---------|-------|-------|
| 11月25日 | 9・10月分  | 5月25日 | 3・4月分 |
| 1月25日  | 11・12月分 | 7月25日 | 5・6月分 |
| 3月25日  | 1・2月分   | 9月25日 | 7・8月分 |

○支払日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日

## ③豊橋市母子父子福祉手当 … 子どもが18歳に到達する年度の3月分まで支給

手当額

| 支給開始から  | 児童1人につき    |
|---------|------------|
| 1年目～3年目 | 2,300円（月額） |
| 4年目～5年目 | 1,200円（月額） |
| 6年目以降   | 支給はなくなります  |

手当の支払日：児童扶養手当と同じ

（申請した月分から支給）

○就業することが困難な状態などの要件に該当する場合には、手続きにより手当の減額・喪失が免除されます

○支給開始から4年目・6年目を迎える受給者には通知文を郵送します

※いずれの手当も令和6年11月分～令和7年10月分手当は令和5年分、令和7年11月分～令和8年10月分手当は令和6年分の所得で判定・算定します。

## 4 所得の制限

受給資格者またはその扶養義務者の前年の所得が下表の所得制限限度額を超える場合、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部または一部の支給を停止します。

\* 扶養義務者とは、同居する父、母、兄弟姉妹、祖父母、子、孫などの親族のこと

| 扶養親族数<br>(税法上の扶養人数) | 受給資格者の所得制限限度額（円）         |                          | 扶養義務者*の<br>所得制限限度額（円）<br>(この金額以上の場合 全部停止) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|
|                     | 全部支給<br>(この金額未満の場合 全部支給) | 一部支給<br>(この金額以上の場合 全部停止) |                                           |
| 0人                  | 690,000                  | 2,080,000                | 2,360,000                                 |
| 1人                  | 1,070,000                | 2,460,000                | 2,740,000                                 |
| 2人                  | 1,450,000                | 2,840,000                | 3,120,000                                 |
| 3人                  | 1,830,000                | 3,220,000                | 3,500,000                                 |
| 4人                  | 2,210,000                | 3,600,000                | 3,880,000                                 |
| 5人                  | 2,590,000                | 3,980,000                | 4,260,000                                 |

○前年中に児童の父（父子の場合は母）から養育費を受け取っていた場合、その額の8割を所得に算入します

○給与所得・年金所得については最大10万円の控除が適用され、その他、一律8万円の社会保険料控除や障害者控除、医療費控除などがあります

○受給資格者や子どもを税法上の扶養親族としている方は、同居していなくても扶養義務者として扱われることがあります

○一部支給手当額の計算式（令和7年4月～）

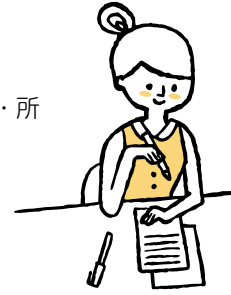
1人目 手当額＝46,680円－（申請者の所得額－全部支給の所得限度額）×0.0256619

2人目以降 手当額＝11,020円－（申請者の所得額－全部支給の所得限度額）×0.0039568

※所得限度額については今後、改正の可能性あり

## 5 現況届・所得状況届（毎年7月下旬に案内予定）

毎年、8月1日現在の児童の養育状況や前年の所得状況を審査するため、現況届・所得状況届を提出していただきます。この届は次年度の手当を継続できるか確認するためのものです。したがって、この届を提出されない場合、11月分（1月支払分）以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。  
※所得により全部停止となる場合でも、提出する必要があります。



## 6 その他の手続き

下記のような状態になった場合、すぐに子育て支援課へご連絡ください。  
届出が遅れますと支払を差し止めたり、受給した手当を返納していただく場合があります。

- 手当の対象となる児童が増えたとき
- 手当の対象となる児童が減ったとき
- 受給資格者や児童が氏名を変更したとき
- 受給資格者が支払金融機関の口座を解約したとき、または支払金融機関を変更したいとき  
（届出が遅れますと支払も遅れますのでご注意ください）
- 受給資格者や児童、扶養義務者が住所を変更したとき
- 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになったとき、または扶養人数の増減により所得制限額の適用が変更になったときなど（住所が変わったことにより該当となる場合があります）
- 児童扶養手当証書を破損したり紛失したとき
- 受給資格者や児童、家族が公的年金を受給するようになったとき

受給資格者・児童が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）を受給できる場合

- 児童扶養手当は公的年金給付等の額が児童扶養手当額よりも低いとき（障害年金の子の加算については、子の加算額が児童扶養手当額より低いとき）、その差額分を受給できます
- 愛知県遺児手当は受給できません
- 豊橋市母子父子福祉手当は影響を受けません

## 7 手当を受けられなくなるとき

次のいずれかに該当するとき

- 父または母が婚姻の届出をしたとき、また事実上の婚姻状態（異性との同居や定期的な訪問、生活費の援助があるなど）にあるとき
- 受給資格者または扶養義務者（申請者と同居する父、母、兄弟姉妹、祖父母、子、孫などの親族）の所得が所得制限限度額を超えているとき
- 児童を扶養しなくなったとき、また児童が児童福祉施設などに入所したり里親に預けられたとき
- 豊橋市内に受給資格者の住所がないとき

## ご注意ください!

- 手当を受給中に左記のような状態になったときは、すぐに子育て支援課までご連絡ください。  
詳しく状況を聞き取りさせていただくとともに、届出が必要となります。
- 手当の受給資格がなくなったのに届出をしないまま手当を受給し続けたときは、児童扶養手当法などの規定に基づき、その期間の手当金額を返納していただきます。
- 虚偽の申告により手当を受給したときは、罰則があります。  
(参考) 児童扶養手当法第35条(罰則) 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

## 母子父子家庭等医療費の助成

TEL 0532-51-2335



母子・父子家庭等の方が健康で安心して生活を送れるよう、医療費を公費で負担します。

### 1 対象となる方

一定の所得以下\*の方で、母(父)子家庭等により、18歳に到達する年度の終了を迎えるまでの児童を扶養している母(父)およびその児童、父母のいない児童

※児童扶養手当などの所得制限に準じます。ただし扶養義務者の所得審査はありません。

※助成を受けるためには、税法上の扶養や保険の扶養などの条件があります。

### 2 助成の対象

保険診療の自己負担分を全額助成します。

### 3 児童の受給者証について

学齢によって、使用する受給者証が異なります。

| 未就学児       | 小学生～18歳到達年度終了  |
|------------|----------------|
| 子ども医療費受給者証 | 母子父子家庭等医療費受給者証 |



#### 有効期間にご注意ください

毎年、8月1日現在の児童の養育状況や前年の所得状況を審査するため、更新申請書を提出していただきます。この届は次年度の医療費の助成を継続できるか確認するためのものです。したがって、この届を提出されない場合、11月分以降の助成が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

母子・父子家庭及び寡婦の方が経済的な自立を図り、家庭生活・職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金を貸し付けます。

## 1 対象となる方

①から⑥のいずれかに該当する方

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方（母子家庭の母、父子家庭の父）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童
- ③ 父母のいない20歳未満の児童
- ④ かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことがある、配偶者のいない女子（寡婦）
- ⑤ 40歳以上の配偶者のいない女子
- ⑥ ④⑤が扶養している子



## 2 貸付の申請・審査

- 貸付の申請には、原則、連帯保証人が必要です。修学資金・就学支度資金・修業資金については、児童または子が連帯借受人となります
- 貸付には審査がありますので、必ず貸付を受けられるとは限りません
- 必要書類や条件などは、貸付金の種類により異なります。貸付決定までに期間を要するため、貸付申請をお考えの方は余裕を持って事前にご相談ください

## 3 母子・父子・寡婦福祉資金の一覧

| 資金の種類  | 資金の内容                                                    | 利 率                       |
|--------|----------------------------------------------------------|---------------------------|
| 事業開始資金 | 事業を開始するのに必要な設備・機械などの購入資金                                 | 無利子<br>(連帯保証人のない場合は年1.0%) |
| 事業継続資金 | 現在営んでいる事業を継続するために必要な設備・商品などを購入する運転資金                     |                           |
| 技能習得資金 | 事業を開始するため、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料・通学費などの資金          |                           |
| 住宅資金   | 住宅の建設・購入、居住している住宅の増改築・補修などに必要な資金                         |                           |
| 転宅資金   | 転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金                                |                           |
| 医療介護資金 | 短期間（1年以内）の医療・介護を受けるために必要な資金                              |                           |
| 生活資金   | 技能習得期間中、医療または介護を受けている期間中、失業期間中、またはひとり親家庭になって7年未満の世帯の生活資金 |                           |
| 結婚資金   | 扶養する児童・子の婚姻に際し必要な資金                                      |                           |
| 就職支度資金 | 就職するために直接必要な被服・靴・通勤用自動車などを購入する資金                         |                           |
| 修学資金   | 高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校に就学するための授業料・書籍代・交通費などに必要な資金  | 無利子                       |
| 就学支度資金 | 小学校・中学校・高等学校・大学・大学院・専修学校に入学するための受験料・入学金・制服代などに必要な資金      |                           |
| 修業資金   | 児童・子が事業を開始するため、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料・通学費などの資金     |                           |

※高等学校等に修学中の児童が18歳到達の年度の末日に達したことにより児童扶養手当を受けることができなくなった場合、修学資金や修業資金に手当相当額の加算が受けられます。

詳しくはこちら▶



## JRの通勤定期乗車券の割引

TEL 0532-51-2321

児童扶養手当を受給している世帯の方は、JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

(通学定期は対象外)

○事前に子育て支援課で証明書の発行を受ける必要があります

《必要なもの》

写真(6か月以内に撮影したタテ2cm×ヨコ1.8cmの正面上半身のもの)、児童扶養手当証書



## ひとり親家庭住宅支援資金の貸付

TEL 0532-51-2320

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方を対象に、住居の家賃支払に必要な資金を無利子で貸し付けます。貸付後、1年間就労を継続したときは、返済が免除されます。

○申請を希望する方は、事前相談が必要です

○貸付には審査がありますので、必ず貸付を受けられるとは限りません

《対象》

次のすべてに当てはまる方

○児童扶養手当を受給している

○母子・父子自立支援プログラムを策定している

○1年以内に就職または転職(所得の増加が見込まれる場合に限る)し、かつ1年以上就労を継続する見込みがある ※生活保護受給者は対象外です



《貸付額》

1か月あたり上限40,000円(貸付期間は12か月間まで)

※上限額については今後改正予定

○返済免除や制度に関する問合せ

愛知県母子寡婦福祉連合会(Tel052-915-8862)

## 税の控除について

所得税や住民税で、ひとり親控除が受けられる場合があります。

詳しくは、申告の際に豊橋税務署または市民税課(Tel0532-51-2200)へお問い合わせください。

税の控除で影響のある一例(個別の手続きは不要です)

| 制 度                                          | 問合先                             |
|----------------------------------------------|---------------------------------|
| 保育料                                          | 保育課<br>Tel0532-51-2322          |
| 市営住宅使用料                                      | 豊橋市営住宅管理センター<br>Tel0532-57-1006 |
| 所得制限なし<br>母子家庭等日常生活支援事業利用料<br>母子家庭等高等職業訓練給付金 | 子育て支援課<br>Tel0532-51-2320       |

## 仕事のはなし



### 母子・父子自立支援員による就労支援

TEL 0532-51-2320

一人ひとりの状況を聞き取りしながら、ハローワークと連携して就労支援を行います。お気軽にご相談ください。

#### 1 就労相談

- 自立支援員が、ひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、一人ひとりの状況を聞き取りながら、仕事探しを応援します
- 就労支援プログラムを策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います

#### 2 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 児童扶養手当の受給者を対象に、ハローワークと共同で実施している事業です
- 自立支援員との面談の上、この事業に参加すると、ハローワークの担当者による個別の支援を一定の期間受けられます

### 母子家庭等就業支援センターの各種事業

TEL 0532-51-2320

職業紹介や講習会の開催、情報提供など、一貫した就業支援サービスや、養育費相談などの生活支援サービスを行っています。子育て支援課を経由して手続きが必要です。

#### 1 就労相談・無料職業紹介

就業支援員が、ひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、一人ひとりの状況を聞き取りながら、仕事探しを応援します。また求人情報の提供や職業紹介を行います。

#### 2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。会場は、名古屋市はじめ愛知県内です。一部、豊橋市の会場もあります。

- 《講習内容》パソコン講習・経理事務・介護職員初任者研修など
- 《日程》講習内容により、曜日・回数ともに異なります。
- 《対象》母子家庭の母と父子家庭の父、寡婦の方
- 《定員》各20名程度
- 《受講料》無料（教材費、交通費は自己負担）
- 《申込み》各講習の募集期間内に、子育て支援課で受付



#### 3 求人情報検索サービス・公式LINE

携帯電話・インターネットで、求人情報の検索や配信が受けられるサービスです。公式LINEにて講習会やセミナー、求人情報、その他お役立ち情報などをお届けします。



公式LINE ▲

## 4 相談

### ○弁護士相談

愛知県母子寡婦福祉連合会（TEL052-915-8862）

各種の法律相談などを弁護士が行います。相談には予約が必要です。

※市を経由して手続きが必要なものもありますので、まずは、子育て支援課（TEL0532-51-2320）

へお問い合わせください。

### ○養育費相談

養育費相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター内 TEL052-915-8816）

養育費に関することや、親子交流の問題などを相談できます。離婚前の方も対象です。

## 母子・父子家庭等自立支援給付金

TEL 0532-51-2320

ひとり親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、給付金を支給します。いずれも**母子・父子自立支援員への事前の面談が必要です。**

## 1 自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのため、指定された教育訓練講座を受講した方に、給付金を支給します。

**講座受講前**にご相談ください。

### 《対象要件》

○母子・父子自立支援プログラムを策定していること

○就職（増収）を目的とした受講であり、その教育訓練が適職に就くために必要と認められること

《支給額》対象講座の受講料の6割相当額（下限12,001円で、上限20万円）

専門実践教育訓練の場合は、修学年数×40万円（最大160万円）

※要件を満たした場合、追加支給があります。

※雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けている場合、自立支援教育訓練給付金は差額分の支給となります。

対象となる講座は

厚生労働省の教育訓練給付制度講座検索システム

でご確認ください。



## 2 高等職業訓練促進給付金・訓練修了給付金

看護師や介護福祉士など、経済的自立に効果的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給します。**修業開始前**にご相談ください。

### 《対象要件》

○児童扶養手当の支給を受けており（またはそれと同等の所得水準で）、既求職者支援制度や雇用保険法24条に定める訓練給付金等の受給がないこと※所得制限額を超えても1年間は対象

○6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

○就業または育児と修業との両立が困難であると認められること

《支給期間》修業期間の全期間（上限4年）

《支給額》○市民税非課税世帯の方は、月額10万円、修了時50,000円

○市民税課税世帯の方は、月額70,500円、修了時25,000円

※最後の12か月間は、4万円増額



Learn

04

## 学びのはなし



TEL 0532-51-2321

### 子どもの居場所づくりと学習支援「学習教室ステップ」

- ひとり親家庭などの子どもの学習を、大学生の講師が中心となって支援します
  - 教科書や問題集・宿題などを持参し、各自のペースで勉強を進めながら、苦手な教科やわからないところがあれば、大学生の講師がやさしく教えてくれます
  - 45分間集中して勉強・15分間休憩を3回繰り返します
  - 休憩中には、大学生の講師などと勉強以外の話もしながら楽しく過ごせます
- 《対 象》ひとり親家庭などの小学校4年生～高校生
- 《利 用 料》無料
- 《申 込 み》事前登録が必要です。子育て支援課で随時受け付けていますのでお気軽にお問い合わせください。

#### 《会場など》

| 会 場       | 開催日     | 定 員 | 時 間                    |
|-----------|---------|-----|------------------------|
| カリオンビル    | 毎週土曜日   | 45名 | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで |
| 豊校区市民館    | 第1・3土曜日 | 15名 |                        |
| アイプラザ豊橋   | 第2・4土曜日 | 15名 |                        |
| 視聴覚教育センター | 第2・4土曜日 | 15名 | 午後1時から<br>午後4時まで       |

※小学生はカリオンビルと視聴覚教育センターのみ

#### 〔保護者向け〕

学習支援コーディネーター（元・教員）による  
無料相談も実施中！

子どもの学習のことや、進路のこと、生活の悩みなど、  
何かお悩みがあればお気軽に相談してください。  
※予約制ですので、まずはお電話でお問い合わせください。



正規雇用を中心とした、より良い条件での就職や転職の可能性を広げるため、ひとり親家庭の方の学び直しを支援します。

《支援内容》高校を卒業していないひとり親、もしくは子で母子・父子自立支援プログラムを策定している方が、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を受講するときに、給付金を支給します。

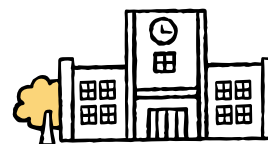
## 《支給額》

|     | 通信制     |                | 通学または通学・通信併用 |               |
|-----|---------|----------------|--------------|---------------|
|     | 支給額     | 上限             | 支給額          | 上限            |
| 開始時 | 受講費用の4割 | ① 10万円         | 受講費用の4割      | ① 20万円        |
| 修了時 | 受講費用の1割 | ② ①と合わせて12万5千円 | 受講費用の1割      | ② ①と合わせて25万円  |
| 合格時 | 受講費用の1割 | ③ ①②と合わせて15万円  | 受講費用の1割      | ③ ①②と合わせて30万円 |

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給します

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です

《申込み》講座受講前に母子・父子自立支援員へご相談ください。



## その他の支援

### ○就学援助制度

学校教育課 (Tel0532-51-2825)

経済的な理由により就学にお困りの方に対し、小・中学校での給食・学用品費など費用の一部を援助します（所得制限あり）。

### ○県立高等学校等就学支援金制度

各学校または愛知県教育委員会事務局財務施設課 (Tel052-954-6762)

受給資格に該当する方の公立高等学校の授業料が無償になります。

### ○私立高等学校授業料補助金（全日制・定時制・通信制）、私立専修学校高等課程等授業料補助金

各学校または教育政策課 (Tel0532-51-2805)

子どもが私立高等学校などに就学する保護者の経済的負担軽減のため、所得に応じて授業料の一部を助成する制度があります。

### ○奨学金と高等教育の修学支援新制度

日本学生支援機構 (Tel0570-666-301) または各学校の学生課や奨学金窓口

経済的な理由により大学などへの進学にお困りの方に、必要な資金を貸付ける奨学金制度があります。また、高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生は、「授業料・入学金の減免」と「給付型奨学金」による手厚い支援を受けられます。

《対象となる学校》

大学・短期大学・高等専門学校（4・5年次、認定専攻科）・専門学校など



詳しくはこちら▶

※母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）

については、12ページをご覧ください。



## 生活のはなし



### 子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ） TEL 0532-51-2233

病気や冠婚葬祭などのため一時的に児童の養育ができない場合や、保護者が仕事により平日の夜間または休日に不在となる場合、児童養護施設等で児童を一時的に預かります。

|     | ショートステイ                        | トワイライトステイ                                                     |
|-----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 利用料 | 2歳未満 日額5,350円<br>2歳以上 日額2,750円 | 夜間（午後4時～翌日午前9時）日額 750円<br>休日（午前8時～午後6時）日額1,350円<br>※別途、給食費が必要 |

○利用にあたっては、子育て支援課への事前申込が必要です

○世帯の課税状況によって、利用料の減免を受けられる場合があります

### ファミリー・サポート・センター

TEL 0532-56-7500

子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いをしたい方がネットワークを作り、お互いに助け合う会員組織です。会員登録には、センターが実施する講習会への参加が必要です。

《対象児童》 0歳児～小学6年生

《支援内容》 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり、保育園等への送迎など

《利用料》 子ども1人につき1時間あたり600～800円

※ひとり親世帯等の会員には市が利用料の一部を補助します（事前登録必要）。

《問合せ先》 とよはしファミリー・サポート・センター

豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センター あいトピア3階

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

### ひとり親家庭等日常生活支援

TEL 0532-51-2320

自立のための就業や疾病等により、一時的に日常生活に支障が生じた方へ、生活援助を行う支援員を派遣します。

《支援内容》 食事のお世話や住居の掃除、身の回りのお世話、医療機関との連携など、日常生活上必要な用務においてシルバー人材センターから支援員を派遣します（月5回まで）。

支援を希望する場合には、事前登録が必要です。

《利用料》 1時間300円（非課税世帯は0円）

## その他の支援

### ●保育園、認定こども園 各園または保育課 (Tel0532-51-2322)

就労や病気等の理由により家庭で保育ができない児童を、保護者にかわって保育します。  
入園にあたっては、保育園・認定こども園での手続きが必要です。

### ●児童クラブ、放課後子ども教室 地域教育推進室 (Tel0532-51-2856)

学校から帰宅しても保護者が勤務等により不在となる家庭の小学生が、  
放課後を安全かつ安心して過ごすことのできる場所です。  
利用料が必要ですが、減免・助成を受けられる場合があります。



### ●放課後等デイサービス 障害福祉課 (Tel0532-51-2347)

障害のある就学中の児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練や、地域社会との交流促進のための支援を行います。

### ●フードドライブ 子育て支援課 (Tel0532-51-2233)

収入が減少するなど支援を必要としているひとり親世帯などを対象に食品を配付する取り組みです。年に数回実施します。※要申込

### ●こどもの居場所・学習支援教室 各団体または子育て支援課 (Tel0532-51-2233)

食事提供や学習支援などを無料または安価で行う団体です。  
詳しくはホームページをご確認ください。

詳しくはこちら▶



### ●相談窓口

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

| 内 容            | 窓 口                           | 電 話          | 受 付                             |
|----------------|-------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 子育てに関する総合相談    | こども未来館「ここにこ」                  | 0532-21-5528 | 月～火・木～日曜日<br>9:30～17:00         |
| 育児の悩み          | こども保健課(ほいっぷ内)                 | 0532-39-9160 | 月～金曜日<br>8:30～17:15             |
| 子どもの発達         | こども発達センター(ほいっぷ内)              | 0532-39-9200 | 火～土曜日<br>8:30～17:15             |
| 教育一般・不登校・いじめ   | 教育会館相談室                       | 0532-33-2115 | 月～土曜日<br>9:00～12:00、13:00～18:30 |
| 虐待・子育ての悩み      | こども若者支援センター<br>「ココエール」        | 0532-51-2327 | 火～金曜日<br>9:00～19:00             |
| 家庭・子育ての悩み      | こども若者支援センター<br>「ココエール」家庭児童相談員 | 0532-54-7830 | 土・日曜日<br>9:00～17:00             |
| 非行・ひきこもり・子の就労  | 子ども・若者総合相談窓口                  | 0532-51-2855 | 月～金曜日<br>10:00～17:00            |
| ひとり親家庭心配ごと電話相談 | 豊橋市母子福祉会                      | 0532-56-7100 | 第2火曜日<br>9:00～15:00             |

## 豊橋市母子福祉会について

母子福祉会は、母と子のふれあいや、母子家庭の交流を大切に  
年会費1,000円で、さまざまな行事や事業を行っています。

ご相談、お問い合わせは…

豊橋市八町通五丁目9番地 八町地域福祉センター5階

豊橋市母子福祉会 Tel0532-56-7100

火・木曜日 午前9時～午後3時

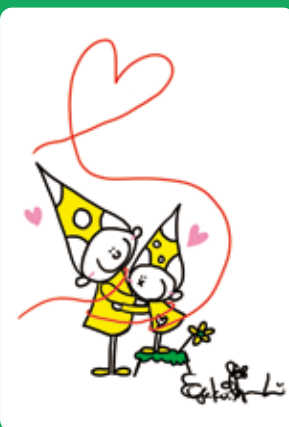


最新情報をLINEでお届け!

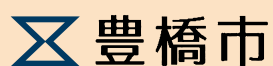
LINE

公式アカウント  
豊橋市ひとり親  
家庭支援LINE

子育てに関する情報や食料品  
などの配布、ためになる講習  
会などの支援情報を定期的に  
お届けします。  
自立支援員への相談フォーム  
もあります。  
ぜひ登録してください。



LINEアプリの「友だち追加」から  
QRコードを読み取るか、  
ID「138ovbjc」を検索して  
登録してください。



豊橋市 こども未来部 子育て支援課  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
電話 ☎0532-51-2320・2321  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp>  
令和7年7月発行